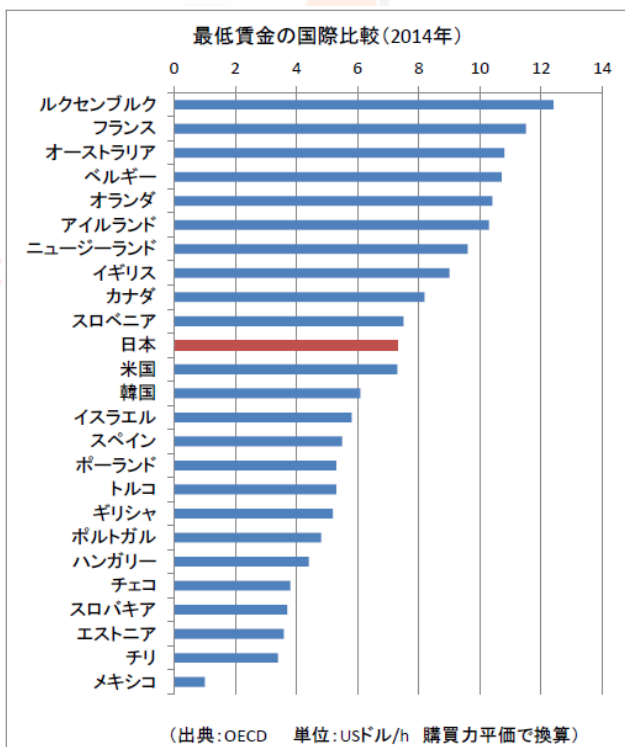


★最低賃金 1,000 円めざす

今年は過去最大の上げ幅 18 円増となり、全国平均 798 円となった。しかし、政府は来年度以降はさらに毎年 3%程度増やし、1,000 円を目指す意向。最低賃金は本来厚生労働省の審議会で労使が協議して決めるが、今回は政府の緊急対策案により毎年 3%程度上げる方針だ。

3%上がると来年の 16 年は 822 円、23 年度には 1,000 円に達する計算となる。最低賃金に近い水準で働くパートやアルバイトの待遇改善につなげることで消費拡大を目指すとしている。

下のグラフを見ると、日本の最低賃金は先進国の中でも低い水準にあることがわかる。



しかし、急な賃上げは中小企業にとって痛手のため中小企業庁では特別相談窓口を全国に設置した。

▼生産性向上を検討されている方や、賃金引上げによって資金繰りにお困りの方などの相談先はこちら
<http://mail.mirasapo.jp/c/aTomanIzXszGkXab>

▼最低賃金の引上げに伴う支援施策紹介マニュアル
<http://mail.mirasapo.jp/c/aTomanIzXszGkXac>

千葉県にもワンストップ相談窓口があります！

▼千葉県最低賃金総合支援センター

最低賃金ワンストップ無料相談 TEL0120-311-615

★幼稚園・小学校の教諭 保育士として活用

厚生労働省は、幼稚園や小学校の教諭が保育士として働けるように規制を緩和する案を検討会に示した。来年度から認可保育所での適用を目指す。

現在子供を保育できるのは保育士と看護師などに限られているが深刻な保育士不足に対応する。

おむつ交換や授乳は保育士以外が担うのは厳しいとして幼稚園教諭には 3 歳～5 歳児、小学校教諭には 5 歳児を保育させる。教諭の活用で幼・保・小が接続して保育や教育を提供する効果も見込める。

厚生労働省は常に 2 人以上の保育士の配置を義務づけている現行基準を保育所で預かる子供が少ない朝夕に限って緩和、具体的には保育士 1 人と自治体の研修を受講した保育ママや子育て支援員などの保育経験者で運営できるのを正式な基準とする方向。

★国家公務員のフレックス制

政府は国家公務員一般職を対象としたフレックスタイム制を来年 4 月から導入するため、改正案を臨時国会に提出する方針を固めた。

長時間労働が常態化している国家公務員の働き方の改善につなげる。すでに 8 月より研究職や専門職など約 1,200 人に対してはフレックス制を導入しており、一般職にも拡大する考え。実施されれば対象者は約 27 万人に増える。

新制度では、5 時間のコアタイムを含む 1 日の最短勤務時間を 6 時間とし、1 か月間など一定期間で定めた合計勤務時間を満たせば、1 日単位の勤務時間は個人の裁量に任せる。(勤務時間は事前に定めて申請)



ニュージーランドのお花